

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第32号）（消防局総務部消防団課）

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の趣旨を踏まえ，成年被後見人及び被保佐人は消防団員となることができない者とする規定を改めることとします。

2 その他規定を整備します。

2の措置については令和元年11月13日から，1の措置については令和元年12月14日から実施することとしました。

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第1号を削り，同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め，同号を同条第1号とし，同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め，同号を同条第2号とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第2号中「又は第2号」を削る。

附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。ただし，第4条各号列記以外の部分の改正規定，同条第2号の改正規定（同号を同条第1号とする部分を除く。）及び同条第3号の改正規定（同号を同条第2号とする部分を除く。）並びに第5条の改正規定（同条第2項第2号の改正規定を除く。）は，公布の日から施行する。

(消防局総務部消防団課)